

クリニック経営に役立つミニコラム ①

コロナによりクリニックの経営環境は大きく変わったのではないのでしょうか？

開業医の奥様のための勉強会「**医ッ歩一步の会**」を主宰するよこやま内科小児科クリニック理事の横山様に、「**車両関連費用の経費按分**」について伺いました。



横山実代様 プロフィール
よこやま内科小児科クリニック理事
ジャパンウーマンソサイエティ代表
<https://jwsociety.jp/keieikouza.html>

移転開業して18年。経営難だった2代目ドクターを支え地域になくてはならないクリニックに。3児の母。開業医の奥様のための勉強会「**医ッ歩一步の会**」を主催、勉強会や情報交換会を多数実施。個別コンサルティングの要望も多い。

確定申告も終わりホッとしている方も多いのではないのでしょうか？

ところで皆さまのところの税理士さんは大丈夫ですか？

今月は、クリニックで使用する車がどのように経費計上されているか、を例に税理士さんとのお付き合いについて考えてみたいと思います。

クリニックで使用する車の経費按分は？

クリニックで使う車の経費按分について確認したことはありますか？

当初、大手の医療専門の会計事務所に税務顧問を依頼していました。顧問を依頼している会計事務所の所長さんのセミナーに参加し、車両の経費按分の考え方を勉強し、後日担当者に確認したところほぼ経費になっていなかったことがありました。

大きい医療専門の会計事務所さんだから、いいようにやってくれるものと勝手に思い込んでいたのが大きな間違いでした。

もしまだ確認していないようでしたら是非一度会計事務所に確認することをお勧めします。

車両関連の家事按分の考え方

クリニックを運営するにあたって、どのくらいの割合で車を使うか、という点が重要になります。

在宅医療専門の先生で、休日（プライベート）はその車はほぼ使わないなら100%落ちるでしょうし、自宅兼クリニックで往診、学校医、会議、銀行等々で使うといってもプライベートで使う割合のほうが多い場合は按分の考え方が違ってきます。

つまり、家事按分とはクリニックの経費で買った車だったとしても、プライベートでも使うことがあるので、一部を否認します、というものです。

ですから、それぞれのクリニックさんで、自宅とクリニックの距離や使用頻度によって、否認する割合を変える必要があります。

奥さまの車についても同様です。

お友達のところは85%落としていたから、うちも落とせるというわけではないのです。

ちなみに車両関連費はいろいろあります。ガソリン代、保険料、駐車場代、高速代、洗車代、何がどのように落ちているのかも確認してみてくださいね。

多くの会計事務所さんは、何も言わないと自分たちにいいように（後々の税務署からの指摘が少なくなるように）してしまうので、必ず確認していただいた方が良いでしょう。

自分たちは何をどのように落としたいのかを会計事務所さんにしっかりとお伝えすることも大切です。